CORPORATE GOVERNANCE

HATSUHO SHOUJI CO.,LTD.

最終更新日:2021年12月27日 初穂商事株式会社

代表取締役社長 斎藤 悟

問合せ先: 執行役員 経営管理室長 成田 哲人 TEL:052-222-1066

証券コード:7425

https://www.hatsuho.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社は、企業価値の増大と株主様をはじめ多くのステークホルダーの方々に貢献するためのガバナンス体制の重要性を認識し、コンプライアンスの徹底と透明性の高い経営、意思決定の迅速化と機動的な業務執行を図るために、経営監視機能の強化見直しを継続的に行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【対象コード】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【補充原則1-2-2】

当社は、株主が株主総会の議案について十分検討できるよう招集通知を株主総会開催日の3週間以上前に発送するものとし、さらに発送日以前に当社ホームページや東京証券取引所のWebサイトにおいて開示できるよう準備を進めております。

【補充原則1-2-4】

当社は、機関投資家や海外投資家の比率が10%に満たない現況を鑑み、議決権の電子行使及び招集通知の英訳は導入しておりませんが、機 関投資家や海外投資家の比率等を勘案しながら、議決権の電子行使、招集通知の英訳を可能とするための環境作りを進める方針でおります。

【補充原則2-4-1】

当社は、多様性の確保については、能力や適性など総合的に判断し、性別・国籍や採用ルートによらず登用しておりますが、従業員に占める女性・外国人・中途採用者の比率が高くない為、現時点では測定可能な数値目標を定めるには至っておりません。引き続き多様性の確保に向けた施策を推進するとともに、目標設定の是非についても今後検討して参ります。

【補充原則4-1-2】

当社は現在、中期経営計画という形式で対外的な公表はしておりませんが、中期経営計画の根幹である経営方針や中長期的な経営戦略については、有価証券報告書等を通じて公表しております。具体的な数値目標については、建設需要の動向が当社業績に及ぼす影響が大きい為、建設需要の予測が可能な範囲内に限定しており、決算短信等において翌1年間の業績予想という形で公表しております。

【補充原則4-1-3】

取締役会では、代表取締役等の後継者候補となる人材には重要な役職に登用し、当社や関連会社の経営に関与させることで重要な経験を積ませるほか、外部機関の研修等を通して企業経営に必要となる資質を培わせる基本方針に基づき、次世代の経営者を育成しております。

社外取締役や社外監査役の客観的な意見を反映させた、より透明性のある後継者の育成体制の構築に向け、任意の諮問委員会として指名報酬委員会の導入準備を進めております。

【補充原則4-3-2】

CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、補充原則4-1-3に基づき、後継者を育成し、十分な時間と資源をかけて、より透明性のある過程を踏まえてCEOを選任できるよう、社外役員を中心とした、任意の諮問委員会として指名報酬委員会の導入準備を進めております。

【補充原則4-3-3】

当社は、CEO(最高経営責任者)にあたる代表取締役の解任要項を明文化しておりませんが、毎回の取締役会において経営成績の報告や事業 戦略に関する討議を重ねる過程で、その経営手腕は常に監視されており、代表取締役の機能が十分に発揮されているか継続的にモニタリングを 行っております。

公正性・透明性・客観性ある手続を確立するために、社外役員を中心とした、任意の諮問委員会として指名報酬委員会を設置する事で、より透明性のある体制の導入に向けた準備を進めております。

【補充原則4-10-1】

当社は現在、任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、独立役員(社外取締役)を含む取締役会において十分な討議を経て決議することにより、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の充実を図っております。

また、社外役員を中心とした任意の諮問委員会として指名報酬委員会の導入準備を進めており、より透明性のあるガバナンス体制を目指しております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は現在、中期経営計画という形式で対外的な公表はしておりませんが、中期経営計画の根幹である経営方針や中長期的な経営戦略については、有価証券報告書等を通じて公表しております。具体的な数値目標については、建設需要の動向が当社業績に及ぼす影響が大きい為、建設需要の予測が可能な範囲内に限定しており、短信等において翌1年間の業績予想という形で公表しております。中長期的な経営方針や経営戦

略及び目標については、取締役会において、毎年定期的にディスカッションを行っており、その結果を経営戦略等に反映し、適時見直しを図っております。

【補充原則5-2-1】

原則5-2のとおり、中期経営計画の公表はしておりませんが、取締役会において毎年定期的に行う中長期的な経営方針等のディスカッションの際に、目標とする事業ポートリフォについても検討を行っており、その結果を経営戦略等に反映し、適宜見直しを図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】更新

【対象コード】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、顧客及び取引先との総合的な関係の維持・強化の観点から、当社の中長期的な企業価値向上への貢献や経済合理性があると判断される場合に限り、必要最低限の株式を保有する方針としております。

保有する政策保有株式については、毎年、取締役会で配当利回りといった資本効率や取得価額からの株価の下落割合、保有対象会社との取引規模等を勘案して総合的に保有の適否を判断しております。

政策保有株式に係る議決権の行使については、提案されている議案が、株主価値の毀損につながるものでないかを確認し、投資先企業の状況 等を勘案した上で、賛否を判断し議決権を行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主等との取引については、事前に取締役会や常務会において、取引の合理性と取引条件の妥当性について十分に検討し、取引の可否について審議・決議する方針であります。

また、開示すべき重要な取引については、有価証券報告書等に取引内容を公表しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。従業員に対しては、確定拠出年金の運用支援の為のリーフレットを配布しており、安定的な資産形成に寄与しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1) 当社の経営理念等につきましては、当社ホームページ及び有価証券報告書等に開示しております。
- (2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、コーポレート・ガバナンス報告書等にて開示しております。
- (3)取締役の報酬決定の方針と手続きにつきましては、従業員給与を基準とし、取締役としてのキャリアや業績貢献度、今後の期待度等を総合的に勘案したうえで、社外取締役を含めた取締役会で議論を行い、株主総会決議の範囲内で決定しております。
- (4)経営陣幹部の選解任と取締役·監査役候補の指名を行うに当たっては、取締役会で十分な議論を経たうえで決定する方針であり、会社法に 則った手続きによっております。
- (5)取締役候補者・監査役候補者の指名に当たり個々の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しております。逝去等の特別な事情による解任理由は適時にホームページ等で開示しております。

【補充原則3-1-3】

(自社のサステナビリティについての取り組み)

当社は、主に住環境関連事業において、省エネルギー商品や環境安全性の高い商品の提供を行っており、今後成長が期待されるエコ関連商品の比重を高める取り組みを行っております。

(人的資本や知的財産への投資等)

・ 経営戦略を実現するための具体的な行動目標として「人材の育成と確保」を揚げ、従業員が柔軟な働き方ができるように労務環境の向上、優秀 な若手社員のチャレンジ登用、社内教育制度を充実する事で、優秀な人材の確保及び育成に取り組んでおります。

【補充原則4-1-1】

当社における取締役会は、当社及びグループ全体の経営方針や経営戦略及び目標、経営上の重要な意思決定を中心に行っております。経営上の重要な意思決定事項に満たない業務上の意思決定は常務会が担当し、取締役会及び常務会で決定した事項の範囲内で、代表取締役を中心として取締役及び執行役員が業務執行を行っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独自の判断基準は策定しておりませんが、会社法ならびに金融商品取引所の定める社外性及び独立性基準に則り、独立性社外取締役を選定しており、またその資質においても問題はないものと判断しております。

【補充原則4-11-1】

当社は、取締役及び監査役の人数について、取締役は10名以内、監査役は4名以内と定款に定めております。

また、取締役となる者の知識・経験・能力・多様性を重視し、取締役会全体のバランスや経営状況に応じて上限員数の範囲内で取締役会を構成しており、現状の員数は適切であると考えております。

なお、選任手続きについては、【原則3-1】(4)にて記載の通りであります。

【補充原則4-11-2】

当社の取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきであると考えております。

特に社外取締役・社外監査役の他の上場会社の役員の兼任状況は毎年定期的に確認し、職務の実効性評価を行なっており、その兼任状況を有価証券報告書等にて開示しております。

【補充原則4-11-3】

当社は、毎年12月に取締役、監査役及に対し、「取締役会全体の実効性に係る自己評価アンケート」を実施しており、当該分析・評価の結果は 取締役会に報告し、運営方法等に意見を反映させる事で、実効性の継続的な改善を行っております。

【補充原則4-14-2】

当社は、新任の取締役・監査役に対し、期待される役割・責務を適切に果たす為、新任取締役向けの専門セミナーを受講させ、その役割・責務に係る理解を深める教育環境を整備しております。また、取締役全員に対して、会社費用により希望する専門誌の購読や外部セミナーの受講を実施しており、取締役として期待される役割・責務等に関する必要知識の習得及び知識の継続的更新に努めております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、経営管理室が株主及び投資家の窓口を担当しており、対話の申込みに対しては合理的な範囲で対応する方針を基本としております。対話の結果及び株主からの意見は、速やかに代表取締役社長に報告しており、取締役会に対しては、必要に応じて代表取締役社長から株主との対話状況を報告しております。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
白百合商事株式会社	274,298	16.75
ハツホ共栄会	232,180	14.18
斎藤 悟	170,448	10.41
斎藤 陽介	88,056	5.38
初穂従業員持株会	73,570	4.49
斎藤 豊	63,546	3.88
角田 典哉	61,200	3.73
斎藤 信子	48,710	2.97
チョダウーテ株式会社	31,480	1.92
株式会社SBI証券	27,900	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	1名

会社との関係(1)

正夕		会社との関係()										
戊 哲	周1生	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
磯部 隆英	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d. e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況更新

会計監査は、有限責任監査法人トーマツに依頼しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については、随時確認を行い、改善などの提案を受け、会計処理の適正に努めており、定期的に会計監査人から監査役会に対して、監査の方法及び結果等について報告が行われております。また、経営諸活動の信頼性確保と透明性の高い経営を実現するため、社長直轄の内部監査室を設置しております。現在2名体制でありますが、年間計画により各営業所の業務実施状況を監査するとともに、商品の在庫水準、長期滞留のチェックを定例的に行い、会社財産の保全や経営効率の向上、異常の早期発見を図るように取り組んでおり、監査役会とも連携を密にして情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1)

正夕	属性	会社との関係()												
戊 百	月 1年	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	1	m
丹羽 正夫	他の会社の出身者													
宮嵜 良一	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丹羽 正夫			司法書士として豊富な経験と高い見識を有しており、社外の視点から取締役の業務執行を監督し、公正な経営管理体制の構築を図るため選任しております。 また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから、独立性が高いものと認識しております。
宮嵜 良一			弁護士として法律家の視点から、取締役の業務執行の適法性や妥当性等のチェック機能を担っていただくため、選任しております。また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから、独立性が高いものと認識しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の役員構成は、役付取締役2名、平取締役4名、社外取締役1名であります。

業績連動報酬においては、会社の業績と株主重視の経営意識をより一層高めるとともに、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的としており、役付取締役は、直前3期間の平均経常利益額を基準として業績連動報酬額を決定しております。また、役付取締役、平取締役及び常勤監査役に対して、経常利益実績を基準として定められた額を退職慰労金として支給する方法を採用しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年12月期に支給された取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。

取締役(社外取締役を除く)に支払った報酬 86,252千円 監査役(社外監査役を除く)に支払った報酬 11,339千円

社外役員に支払った報酬 3,870千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、年額200,000千円以内(平成5年3月25日定時株主総会決議)であります。 監査役の報酬限度額は、年額50,000千円以内 (平成5年3月25日定時株主総会決議)であります。 取締役報酬及び監査役報酬の決定方法については、各人の役位、在任期間、会社の業績及 び貢献等を総合的に勘案し、取締役報酬は、取締役会、監査役報酬は監査役会においてそれぞれ決定しております。

当社の役員報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成されており、固定報酬につきましては、その役割と責務に相応しい水準となるよう、在任期間及び貢献等を総合的に勘案しております。固定報酬と業績連動報酬の支給割合の決定方針は定めておりませんが、当連結会計年度におきましては、業績連動報酬とそれ以外の支給割合は概ね10対90となっており、業績連動報酬においては、会社の業績と株主重視の経営意識をより一層高めるとともに、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的として、役付取締役は、直前3期間の平均経常利益額を基準として業績連動報酬額を決定しております。また、役付取締役、平取締役及び常勤監査役に対して、経常利益実績を基準として定められた額を退職慰労金として支給する方法を採用しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対するスタッフの配置状況といたしましては、経営管理室が社外取締役及び社外監査役を含めた監査役のサポートを行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の業務執行、監査・監督のための機関は、取締役会、常務会、経営会議、監査役会があります。

取締役会は、提出日現在7名で構成されており、うち社外取締役は1名であります。業務執行の監督については、2ヶ月に1回開催の取締役会、常務取締役以上に取締役2名を加えた毎月1回開催の常務会により、迅速かつ的確な経営判断と機動的な業務執行の監督を行っております。経営会議は、2ヶ月に1回開催し、会社の現状、重要な情報の伝達、方針の徹底、リスクの未然防止の徹底などを行います。メンバーは、提出日現在において、社外取締役以外の取締役及び常勤監査役の7名で構成されております。

監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役(社外監査役)2名の計3名で構成されております。各監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画、監査業務の分担等に従い、厳格に行っております。取締役会及び各重要会議への出席や業務執行状況、経営状態の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。また、弁護士、税理士法人と顧問契約を締結し、必要に応じアドバイスを受けております。なお、当社の経営組織の概要は(経営組織の概要図)のとおりであります。また、社外監査役との特別な利害関係はありません。

リスク管理体制については、独立した組織がありませんが、現状の組織体制中でのチェック機能を強化しており、今後重点的にこの分野に取り組んでまいります。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役と監査役制度の強化をコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。社外の視点から取締役の業務執行を監視するため、会計専門家1名が社外取締役として、法律専門家の2名が社外監査役として、独立性を確保するとともに、取締役の業務執行に対する監視機能を十分に果たしていることから、現状の体制としております。

各監査役は監査役会で定めた監査方針・監査計画・監査業務の分担等に従い、取締役会及び各重要会議への出席や業務執行状況、経営状態の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行っており、経営監視機能の面では、十分に機能する体制が整っております。

2021年12月23日の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行を決議いたしました。これは、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するものです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明		
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送を実施(第63期は法定期日の1営業日前発送)		
その他	1. 定時株主総会の招集通知を当社ホームページに2021年3月10日に掲載しております。 ・定時株主総会の招集通知の発送時期 2021年3月10日 ・定時株主総会の招集日 2021年3月26日 2. 株主総会に対する会社としての姿勢・方針等 株主総会を運営するうえで最も重要なことは、適法な運営を行うことであります。そのためには、株主総会当日の運営において、取締役等の説明義務を尽くすこと及び議事運営が公正なものであることに特に注意しております。		

2.IRに関する活動状況

	補足説明	代表自 自 よる説 明の無
IR資料のホームページ掲載	決算補足説明資料、事業報告書、株主総会の招集通知、有価証券報告書、 コーポレート・ガナバンス報告書、そのほかの適時開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理室が担当しております。 IR事務連絡責任者 成田 哲人	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	当社は、「お客様」「社会」そして「社員」がバランスを保ち、支えあいながら繁栄し、「建築資材の取り扱いを通して、より快適な夢と希望あふれる社会づくりに貢献する」ことを基本理念として掲げております。

内部統制システム等に関する事項

- 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況
 - 1.内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の増大と株主様をはじめ、多くのステークホルダーの方々に貢献するためのガバナンス体制の重要性を認識し、コンプライアンスの徹底と透明性の高い経営、意思決定の迅速化と機動的な業務執行を図るために、経営監視機能の強化見直しを継続的に行ってまいります。

- 2.会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況等
- (1) 会社の機関の基本説明及び内容

内部統制システムの整備状況につきましては、コンプライアンス委員会を設置し、様々な潜在リスクの把握と危機発生に備えた対応策を検討しております。また、業務プロセスに係る内部統制の整備につきましては、各部門より選出されたスタッフにより整備を実施しております。

(2) 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの整備に関し、取締役会において業務の適正を確保するための体制について決議しております。

イ.取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役職員が、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための「コンプライアンス行動指針」を定めるとともに、推進組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の確立を図っております。

当社は、業務執行全般について、各業務に関する管理規定を設け、これを内部監査により補完してコンプライアンスの確保に努めております。 また、経営諸活動の信頼性確保と透明性の高い経営を実現するため、社長直轄の内部監査室を設置し、年間計画により各営業所の業務実施状況を監査し、異常の早期発見に取り組んでおります。

口. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び定款の定めに基づき、文書等を保存管理するほか、文書管理規定に従い保管し、常時閲覧できる体制を整えております。

八. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

個々のリスクに応じた管理規定の見直しを図り、組織横断的なリスク及び全社的リスクの対応は、経営管理室が行うほか、各部門の所管業務に付随したリスク管理は当該部門がリスクの把握管理を行っております。また、内部監査室は必要に応じてリスク管理状況の監査を実施し、その結果を取締役会、監査役会に報告する体制を構築しております。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、2ヶ月に1回開催される取締役会のほかに月1回開催される常務会により、的確な経営判断と機動的な業務執行の監督を行っております。また、社外取締役以外の取締役及び常勤監査役で構成される経営会議を2ヶ月に1回開催し、会社の現状、重要な情報の伝達、方針の徹底、リスクの未然防止の徹底などを行っております。

ホ.株式会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社に対し、「関係会社管理規定」その他の社内規定を制定しており、当社子会社の業務の適正を確保する体制の強化に努めております。また、子会社から定期的な業務執行に関する報告を受けるとともに、経営上の重要事項に関する当社への報告及び協議を通じ、子会社等の適正な経営管理を行っております。さらに、当該各社に応じた適切なコンプライアンス体制の整備とコンプライアンスの徹底を要請しております。

へ、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に 関する事項

当社では、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査役会の求めに応じ、監査役の職務を補助する使用人を選任します。その場合の同使用人の任命、解任及び人事評価等については、監査役会の同意を得たうえで決定し、取締役からの独立性を確保します。

ト. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は会社の業務及び業績に重大な影響を与える事項について監査役に報告しております。また、監査役は必要に応じいつでも 取締役または使用人に報告を求めることができる体制を整えております。

チ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成され、各監査役は取締役会に、常勤監査役は取締役会のほか重要会議に出席し、取締役の職務の執行に対して厳格な監査を行い、必要に応じて取締役にその説明を求め、意見を述べる体制を整えております。

(3) 会計監査の状況

会計監査は、有限責任監査法人トーマツに依頼しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については、随時確認を行うほか改善などの提案 を受け、会計処理の適正に努めております。また、定期的に会計監査人から監査役会に対して、監査の方法及び結果等について報告が行われ ております。

当連結会計年度において、会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

・当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員:公認会計士 神野 敦生 指定有限責任社員 業務執行社員:公認会計士 石原 由寬

・当社の会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 12名 その他 9名

(4) 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。業務執行に関する意思決定機能と、業務執行の任にあたる取締役を監督する機能を持つ取締役会に対し、社外取締役1名及び社外監査役2名を配する監査体制を整備することにより、中立的かつ客観的な視点による監視・監督機能が十分確保されております。

社外取締役につきましては、会計の専門知識を有する公認会計士から選任しており、社外取締役と当社との間に特別な利害関係はありません。 社外監査役につきましては、経営の透明性向上のため、法務に精通している弁護士及び司法書士から選任しており、社外監査役と当社との間に 特別な利害関係はありません。

当社において、社外取締役及び社外監査役の当社からの独立性に関する基準または方針は特段定めておりませんが、その選任にあたりましては、客観的中立的立場から、専門的知識および経営に携わった経験・見識に基づく監査といった機能及び役割が期待でき、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことを基本的な考え方としております。

3.リスク管理体制の整備の状況

当社は、企業の社会的責任遂行、法令遵守の視点から、社内規程の整備や諸施策の実施に取り組んでおります。リスク管理体制につきましては、企業経営を取り巻く様々な潜在リスクの把握と危機発生に備えた対応策を検討しております。なお、不測の事態が万一発生した場合には、経

営トップに迅速に情報が報告され、迅速かつ適切な対応により損害を最小限に抑える仕組みとなっております。

4.取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨定款に定めております。

5.取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数 をもって行う旨及びこの選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

6.取締役会で決議することができる株主総会決議事項

(1) 自己株式の取得

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行するためのものであります。

(2) 剰余金の配当

当会社は、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、利益状況等に照らして最も妥当な水準で判断することにより、取締役の責任体制を明確にするためのものであります。

7. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「法令及び企業倫理の遵守」を経営の第一の根幹に掲げており、企業活動の基本方針として定めた「コンプライアンス(法令遵守)規定」に「反社会的行為に厳しく対処する」との基本的考え方をもって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

また、反社会的勢力の排除に向けた整備状況は、次のとおりであります。

- ・総務部を対応統括部署とし、総務部長を不当要求防止責任者として定めております。
- ・弁護士、司法書士などの社外監査役と連携し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。
- ・対応部署である総務部で、反社会的勢力に関する情報を収集し、社内での注意喚起などに活用しております。

その他

1.買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、従来からコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。今後も経営の透明性の向上とコンプライアンスの遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の構築を目指しております。また、「適時開示体制の概要」は、下記の通りです。

(1) 決定事実

重要な決定事実については、原則として取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行って おります。

決定された重要事項について、開示が必要か否か情報管理責任者及び経営管理室を中心に検討し、開示が必要な場合には迅速に行うよう努めております。また、取締役会には監査役が出席しております。

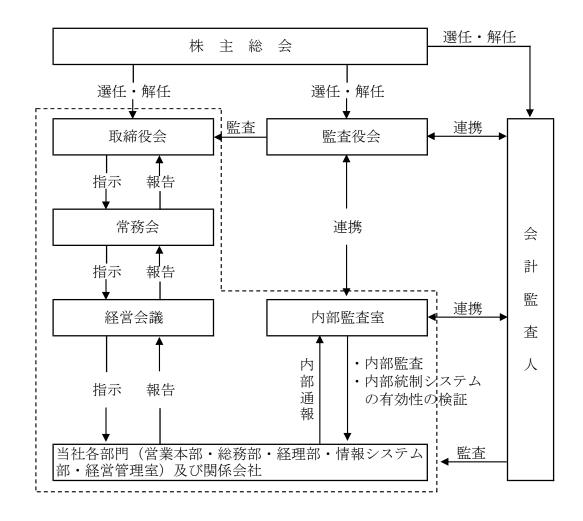
さらに、必要に応じて会計監査人による監査および証券取引所によるアドバイスを適宜受けており、正確かつ公平な情報開示をすることに努めて おります。

(2) 発生事実

事故・災害・訴訟等については事象が発生後、情報収集を行い、情報管理責任者及び経営管理室を中心に情報開示の検討準備しております。 その他の発生事実については、当該部門より情報を入手して、情報管理責任者及び経営管理室を中心に適時開示項目に該当する場合、役員への報告または必要に応じ取締役会決議を経て、迅速に情報開示しております。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、会計監査人による監査並びに監査役会の監査を経て、取締役会で承認し、速やかに適時開示を行っております。



(適時開示体制の概要図)

